

天草市福祉避難所等 設置・運営マニュアル

平成28年2月

(令和6年6月改定)

天草市健康福祉政策課

目次

第1章 福祉避難所について.....	1
1 福祉避難所とは.....	1
2 福祉避難所の指定.....	2
3 福祉避難所の災害による分類（イメージ）.....	3
4 福祉避難所等の対象者.....	4
第2章 平時における取組み.....	5
1 対象者の把握.....	5
2 対象者の事前調整等.....	6
3 福祉避難所等の周知.....	6
第3章 福祉避難所等の開設.....	8
1 開設の要請.....	8
2 福祉避難所の開設.....	10
3 緊急入所施設の開設.....	11
第4章 福祉避難所等の運営.....	12
1 福祉避難所等の運営.....	12
2 福祉避難所における食料及び生活用品の給与又は貸与.....	14
3 緊急時の連絡.....	15
第5章 福祉避難所等の閉鎖.....	16
1 福祉避難所等の閉鎖.....	16
第6章 費用の請求.....	17
1 福祉避難所に係る費用の請求.....	17
2 緊急入所施設に係る費用の請求.....	18
3 証憑書類等の保存.....	18
第7章 その他.....	19
1 守秘義務の遵守.....	19
2 避難者への配慮.....	19
3 連携体制の構築.....	19
4 協定の解除.....	19
参考資料.....	21

第1章 福祉避難所について

1 福祉避難所とは

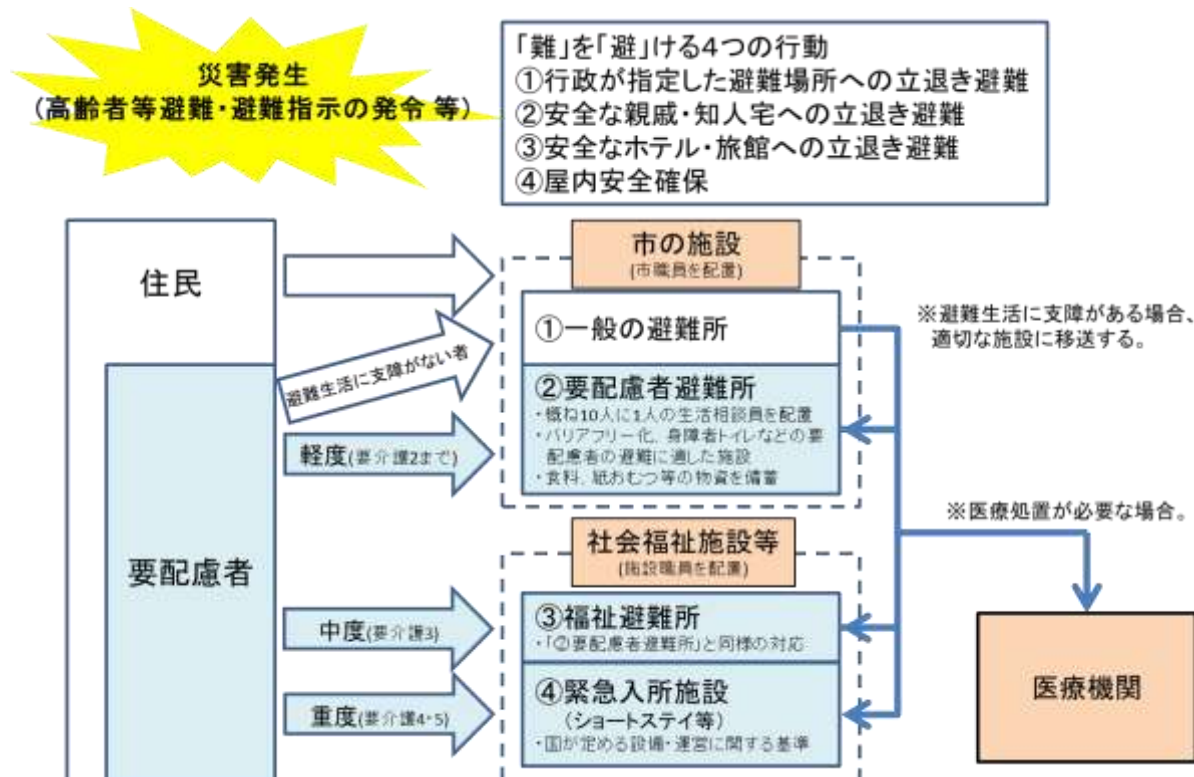
福祉避難所とは、天草市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき設置する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のために特別の配慮がなされた避難所のことをいいます。

なお、本市では、国のガイドライン等※を参考に、本マニュアルを作成し、福祉避難所等の円滑な設置・運営を行うこととしています。

※ガイドライン等

- ・福祉避難所の設置・運営ガイドライン（平成28年4月（令和3年5月改定）内閣府、以下「ガイドライン」という。）
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（令和4年4月改定）内閣府）
- ・災害救助事務取扱要領（令和2年5月内閣府）
- ・福祉避難所運営マニュアル（平成29年8月熊本県）

■天草市における避難体制



※（ ）は、あくまでも目安であり、障がい者については、要配慮者が持つ障がいの特性等を考慮し、適切な避難場所を選定する。

2 福祉避難所の指定

市では、防災計画に基づき、災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、福祉避難所の設置及び指定を進めることとしており、福祉避難所として協力いただける社会福祉施設、病院、公的宿泊施設、民間施設等（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」（様式第1号）を締結し、当該施設を福祉避難所として指定しています。

なお、協定の締結をする場合、市は、社会福祉施設等に対して施設概要（様式第2号）の作成を依頼し、福祉避難所としての適否について、ガイドラインを参考に次の項目を確認しています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（1）施設自体の安全性が確保されていること。<ul style="list-style-type: none">・耐震性が確保されていること。[地震]・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、建物内の高層階への避難等により、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。（2）施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。<ul style="list-style-type: none">・原則として、バリアフリー化された施設であること。・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレの設置やスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。（3）要配慮者の避難スペースが確保されていること。<ul style="list-style-type: none">・入所者の処遇や施設運営に支障のない場所（会議室、休憩室又は地域交流スペース等）において、20㎡以上（概ね2～4㎡/人）の空間が確保できること。 |
|--|

■本項目において使用する様式

- ・様式第1号：災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- ・様式第2号：施設概要

3 福祉避難所の災害による分類（イメージ）

災害による被害が想定される社会福祉施設等については、ハザードの状況（浸水想定区域等）を踏まえ、災害が想定されない場合において、福祉避難所等としての開設を要請するものとします。

ハザード 災害	洪水 (～1m)	洪水 (1m～)	洪水 (最大※)	土砂災害 (特別)	高潮 (～1m)	高潮 (1m～)	津波 (～1m)	津波 (1m～)
風 台 風	○	○	○	○	高層階	×	○	○
雨 台 風	高層階	×	高層階 ×	×	高層階	×	○	○
大 雨	高層階	×	高層階 ×	×	高層階	×	○	○
地 震	○	○	○	×	○	○	高層階	×

※洪水浸水想定区域（想定最大規模）について

近年、全国各地で大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、豪雨の局地化・激甚化している背景をうけて、平成27年5月に水防法が改正となりました。

本改正により、熊本県では、前提となる降雨を、従来の「計画規模の降雨」から「想定し得る最大規模の降雨（発生確率が1,000年に1回程度）」に変更し、「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」が作成されているところです。

また、一町田川、河内川、大宮地川、内野川、広瀬川、町山口川、下津深江川、流合川、今富川の9の河川については、水位周知河川として氾濫危険水位等の情報が公表されています。

4 福祉避難所等の対象者

福祉避難所の対象者は、要配慮者であって、一般の避難所における避難生活が困難な者としします。

なお、上記のうち、寝たきり等の要介護や障がい等の状態が重度である要配慮者については、介護保険施設や障がい者支援施設等への緊急入所やショートステイ（以下「緊急入所施設」という。）による避難を優先することとしします。

また、福祉避難所においては、一般の避難所における避難生活が可能な者は対象としていないが、対象者を介助する付添いの家族等（親族を含む。以下「付添家族等」という。）を対象者とともに受け入れることについては差し支えないこととしします。

【特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者について】

特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはされておりませんが、緊急かつ一時的に当該対象者が福祉避難所へ避難することを妨げるものではありません。

■避難所と対象者等の整理

	①一般の避難所	②要配慮者避難所	③福祉避難所	④緊急入所施設 (ショートステイ等)
対象者 (要介護や障 がい等の状態 の目安)	一般の住民・避難生活 に支障のない要配慮者	一般の避難所における避難生活が困難な要配慮者		
		軽度 (要介護2まで) ※	中度 (福祉サービス利用者等) (要介護3)	重度 (寝たきり等) (要介護4・5)
付添家族等	可			不可
施 設	市の施設		社会福祉施設等	
配置職員	市職員		施設職員	
人員配置	なし	概ね要配慮者10人に1人の 専門職員(生活相談員)を配置		施設基準による
面 積		2～4㎡/人		
費用負担	市が負担			介護報酬等に基づく請 求を行い、自己負担分 は市が負担

※()内の介護度は、あくまでも目安であり、要配慮者の状態及び障がい等の特性等を考慮し、適切な避難場所を選定することとする。

第2章 平時における取組み

1 対象者の把握

市では、行政区長（自主防災組織）、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等（以下「避難支援関係者」という。）への避難行動要支援者名簿情報の提供に同意している要配慮者については、要配慮者本人に関する情報、緊急時の連絡先、地域支援者等を定めた個別避難計画を策定していますが、避難先や避難支援等の方法を定めていないものが少なくありません。

個別避難計画をより実効性の高いものとするため、市は、避難支援関係者や福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）等の協力を得ながら、避難先として福祉避難所又は緊急入所施設（以下「福祉避難所等」という。）への避難が必要な要配慮者の事前把握に努めます。

なお、事前把握にあたっては、限られた体制の中で、できるだけ早期に個別避難計画の避難支援等の方法を定める優先度の高い者から進めていく必要があることから、次のとおり優先順位をつけて行うものとします。

【優先順位のイメージ】

- ・ハザードの状況（浸水想定区域、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）
- ・要配慮者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度※
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況（家族が高齢者、同居家族の一時的な不在や昼間独居等）

※「要配慮者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度」の目安として、避難行動要支援者の範囲を参考とします。

- ・要介護3～5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する精神障がい者
- ・難病患者（特定疾患に係る医療費の助成を受けている者）
- ・上記に準ずる状態にある者又は要配慮者に該当する者で、本人、行政区長又は民生委員・児童委員から名簿登録の要請があった者

【避難先のイメージ】

避難先	対象者の状況等
安全な親戚・知人宅	・安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚等がいる場合 等
ショートステイ	・避難行動要支援者の範囲に該当し、付添家族等がない独居の場合 等
福祉避難所	・避難行動要支援者の範囲に該当し、付添家族等がいる場合 ・ショートステイの定員超過利用の人数を上回った場合 等
要配慮者避難所	・避難行動要支援者の範囲に該当しない場合で、一般の避難所における避難生活が困難な場合 等

2 対象者の事前調整等

市は、対象者を把握した場合、要配慮者本人、その家族及び福祉避難所等の関係者と避難支援の方法等について協議のうえ、あらかじめ書面（様式第3号）に把握している対象者の情報（個別避難計画等）を添えて、福祉避難所等に対して避難の受け入れを依頼することとします。

また、市は、上記で定めた対象者の避難支援の方法等について、個別避難計画に記載しておき、避難支援に関わる地域の関係者との間で情報共有を図ります。

3 福祉避難所等の周知

市は、要配慮者及びその家族、避難支援関係者、福祉専門職等に対して、福祉避難所に関する情報について、周知徹底を図ります。

なお、必要に応じて、福祉避難所等においては、対象者の面談等を実施し、福祉専門職等は福祉避難所等への情報提供等に努めることとします。

■本項目において使用する様式

- ・様式第3号：福祉避難所等の開設による避難の受け入れについて（依頼）

■平時における1年間の取組みイメージ

	取組み	過去の災害等
4月	【市】 福祉避難所等へ受入可能人数の照会 【市】 避難支援関係者、福祉専門職等へハザードマップや避難行動判定フロー、福祉避難所等の取組紹介（準備）	
5月	【市】 避難行動要支援者名簿を避難支援関係者へ配布し、名簿情報の確認を依頼（通年） 【市】 必要に応じて避難行動要支援者名簿の確認作業に係るグループワークを実施（通年） 【市】 地域包括支援センター連絡会議で避難行動の取組みについて説明	
6月	【市】 一斉避難訓練（第2日曜日） 【民生委員・児童委員】 要配慮者訪問、取組紹介（福祉台帳整理） 【福祉専門職等】 利用者訪問、取組紹介	梅雨
7月	【市】 集団指導に併せ説明	R2 豪雨
8月		台風・豪雨
9月		H3 台風19号 H11 台風18号
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	【市】 制度改正説明会（3年に1度）に併せ説明	

※可能な限り、各会議等の開催に併せ、福祉避難所等や福祉専門職等へ説明を行う。

第3章 福祉避難所等の開設

1 開設の要請

市は、災害時において、福祉避難所等の開設が必要な場合、協定を締結している施設に福祉避難所等の開設と要配慮者の避難の受け入れを依頼する。

(1) 災害の発生が予想される場合（台風、大雨等）

① 事前連絡〈市→福祉避難所等〉

台風接近等、災害の発生が予想される場合においては、市は、あらかじめ電話、FAX、メール等（メール定型文①）（以下「電話等」という。）により、福祉避難所等へ情報提供を行います。

福祉避難所等においては、高齢者等避難又は避難指示（以下「避難指示等」という。）の発令と同時に、福祉避難所等の開設と要配慮者の受け入れを速やかに実施できるよう準備をお願いします。

※「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）（令和2年12月24日公表）」を踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始は「高齢者等避難」、避難勧告と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化。

② 開設〈福祉避難所等〉

上記①の事前連絡で指定された時間以降に、福祉避難所等を開設し、要配慮者の受け入れの実施をお願いします。

(2) 災害が発生している場合（地震等）

① 被害状況の確認〈市→福祉避難所等〉

市は、福祉避難所等の開設を要請する場合、あらかじめ電話等（メール定型文②）により、周辺の被害状況や、受入可能人数等の確認を行います。

② 開設依頼〈市→福祉避難所等〉

福祉避難所等に被害がなく避難の受け入れが可能である場合、市は、書面（様式第4号）により、福祉避難所等の開設を依頼します。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、電話等（メール定型文③）により要請できるものとします。

■本項目において使用する様式

- ・様式第4号：福祉避難所等の開設について（依頼）
- ・メール定型文①：福祉避難所等の開設見込みについて（事前連絡）
- ・メール定型文②：福祉避難所等の被害状況等について（依頼）
- ・メール定型文③：福祉避難所等の開設について（依頼）

■天草市安心・安全メールサービス・天草市公式LINE

市では、安心安全情報や防災情報、火災情報などを防災行政無線や戸別受信機のほか、メールやLINEで、市民にお知らせしていますので、登録をお願いします。

①天草市安心・安全メールサービス（防災、大気環境、健康情報）

re-ansin@amakusa-web.jp に空メールを送信し、必要事項を入力して登録。

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0036894/index.html>



②天草市公式LINE

友だち登録後にメニューの受信設定から受信したい内容の登録。

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0036154/index.html>



■避難指示等の発令基準

災害種類	高齢者等避難	避難指示
	避難所開設・自主避難	
	高齢者など避難に時間を要する者が、避難を開始した方が良い状態	避難した方が良い又は被害が発生する恐れ
浸水	避難判断水位（レベル3水位）（浸水想定区域）	氾濫危険水位（レベル4水位）（浸水想定区域）
	【予測】 ①1時間雨量80ミリ ②1時間雨量70ミリかつ24時間雨量250ミリ （県モデル基準を準用）	河川水位8割程度（浸水想定区域） 大雨特別警報（市内全域）
	【実降雨】 1時間雨量60ミリ （警報基準を準用）	土砂災害警戒情報（危険箇所） ※「土壌雨量指数の基準以上」及び「土砂災害発生危険ライン警戒1以上」の地域 大雨特別警報（市内全域）
暴風	台風の進路内	非常に強い台風（風速44m/s以上～54m/s未満）の直撃又はそれに近い影響（市内全域）
		暴風特別警報（市内全域）
高潮	台風の影響による高潮警報（浸水想定区域）	非常に強い台風の直撃又はそれに近い影響下での高潮警報、高潮特別警報（浸水想定区域）
津波		津波注意報、津波警報（浸水想定区域） 大津波警報（特別警報）（市内全域）

2 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設の要請を受けた施設は、福祉避難所を開設し、要配慮者の避難を受け入れる。

(1) 避難スペースの確保

福祉避難所の開設にあたっては、要配慮者 1 人あたり概ね 2 ～ 4 m²の広さを確保するとともに、入所者の処遇や施設運営に支障のない場所を選定してください。

(2) 配置職員

福祉避難所においては、避難者の人数や状況に応じて、1 ～ 2 人程度の職員を配置してください。

なお、災害の状況によっては、24 時間対応が必要となることがあるので、交代要員を確保するとともに、夜間においても 1 人以上の職員を配置してください。

(3) 生活相談員の配置

福祉避難所においては、概ね要配慮者 10 人に対して 1 人の生活相談員（要配慮者に対する生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者）を配置してください。

なお、生活相談員については、上記（2）の配置職員と兼務も可能です。

(4) 移送手段の確保

福祉避難所までの移送は、原則として次のアとし、アにより難しい場合、次の順位で行うものとします。なお、アの場合は、市による費用負担は行いません。

また、災害の規模や状況により、事前に取り決めていた方法による移送が困難となった場合、市は、施設、本人等と調整のうえ、可能な手段により移送を行うこととします。

ア 避難者又は地域支援者（手配したタクシー等も含む）により移送を行います。

イ 受け入れを実施する福祉避難所による移送が可能な場合は、福祉避難所により移送を行います。

ウ 上記ア・イによる移送ができない場合は、消防団、市職員又はその他の手段により移送します。

(5) 緊急時の対応

災害救助法が適用される等の災害の規模や状況により、要配慮者の十分なケアができず、生活に支障をきたす場合は、熊本県を通じて、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 D C A T）等へ協力を要請します。

3 緊急入所施設の開設

緊急入所施設の開設の要請を受けた施設は、ショートステイ等により、要介護度や障がい等の状態が重度である要配慮者の避難を受け入れる。

(1) 緊急入所施設による避難の受け入れ

市から緊急入所施設による避難受け入れの依頼があった場合は、介護保険法に基づく短期入所生活介護並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく短期入所等（以下「ショートステイ等」という。）により、要配慮者の避難を受け入れてください。

(2) 施設基準等

緊急入所施設における入所者の処遇については、各制度の施設基準等に基づき、サービスを提供してください。

(3) 定員超過利用

災害時においては、各制度における定員超過利用が認められていることにもご留意いただき、市からの要請に可能な限りご協力をお願いします。

【参考：関係通知】

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日付け老企第 40 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第4章 福祉避難所等の運営

1 福祉避難所等の運営

福祉避難所等の運営について、社会福祉施設等は次の業務を行うこととする。

- (1) 福祉避難所等の管理運営（市との連絡・調整）
- (2) 避難者の避難生活に関する支援
- (3) 避難者の生活に関する相談支援

(1) 福祉避難所等の管理運営（市との連絡・調整）

① 避難者の受け入れ

第2章－2の事前調整等された対象者については、事前に調整された福祉避難所等へ直接避難を行うこととしますので、受け入れを行ってください。

その他の避難者については、次の点を考慮し、要配慮者の受け入れを行うこととし、受け入れの際には、福祉専門職等を通じて、福祉避難所等に直接連絡を行い、避難を行うこととします。

なお、要介護3未満の要配慮者で、付添家族等がいる場合は、要配慮者避難所等を紹介してください。ただし、受入可能人数に余裕がある等で、受け入れが可能な場合は、避難を受け入れることに差し支えありません。

【考慮する事項】

- ・ハザードの状況
- ・要配慮者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

【要配慮者避難所】

施設名	電話	施設名	電話
天草中央保健福祉センター	24-0620	栖本福祉会館	66-3355
天草市役所牛深支所	73-2111	新和保健福祉総合センター	46-1150
有明町民センター	53-1111	御領地区コミュニティセンター	32-0324
御所浦保健福祉センター	67-2111	高浜地区コミュニティセンター	42-1125
倉岳老人福祉センター	64-3788	天草西保健福祉センター	75-3301

② 避難者名簿の作成・管理

福祉避難所等における避難状況等を把握するため、避難者を受け入れたら、速やかに避難者名簿（様式第5号）を作成してください。

なお、避難者名簿の作成については、市からあらかじめ得た情報並びに本人及びその家族等からの聞取りにより作成する必要がありますが、本人等からの聞取りによる情報取得が困難な場合は、可能な範囲で情報提供を行いますので、市にご連絡ください。

③ 避難者名簿の更新

新たな避難者の受け入れや、避難者の帰宅といった変更があった場合は、速やかに避難者名簿の更新を行い、随時、市に電話等によりご連絡ください。

なお、避難者が退所される場合は、可能な限り転出先（自宅、親戚宅等）を確認し、避難者名簿に記録しておいてください。

④ 受入可能人数超過の連絡

受入可能人数を超過した場合は、速やかに市に電話等によりご連絡ください。

【市連絡先】

電 話：０９６９－２４－８８０５／ＦＡＸ：０９６９－２７－０１５５

メール：kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

（２）避難者の避難生活に関する支援

① 要配慮者の介助

福祉避難所における要配慮者の介助については、原則として、付添家族等により行うこととしますが、やむを得ない場合は、施設職員のご協力をお願いします。

② 設備等の貸与

施設内のトイレ、シャワー等の設備については、施設運営に支障のない範囲で、避難している要配慮者と付添家族等（以下「避難者」という。）に貸与してください。

③ 福祉避難所における食料及び生活用品の給与又は貸与

次頁「２ 福祉避難所における食料及び生活用品の給与又は貸与」参照。

（３）避難者の生活に関する相談支援

避難者からの生活支援等に関する相談があった場合は、生活相談員が対応を行い、相談の内容等を相談記録票（様式第６号）に記録してください。

なお、住居や福祉に関する相談等、施設での対応が困難な相談があった場合は、市にご連絡ください。

■本項目において使用する様式

- ・ 様式第５号：避難者名簿（福祉避難所・緊急入所）
- ・ 様式第６号：相談記録票

2 福祉避難所における食料及び生活用品の給与又は貸与

福祉避難所の運営にあたり、社会福祉施設等は水、食料及び避難生活に必要な生活用品等について、避難者へ給与又は貸与を行うこと。

(1) 公平性の原則

食料及び生活用品の給与又は貸与については、公平性の確保に最大限ご配慮くださるようお願いします。

(2) 食料の給与

福祉避難所における食事については、施設入所者と同水準のものを求めるものではなく、おにぎり等の炊き出し、パン・弁当等の購入又は備蓄食料等の方法により給与してください。

なお、避難者の中に摂食・嚥下機能が低下した要配慮者があった場合は、おかゆ食の給与など、できる限りのご配慮をお願いします。

(3) 毛布等の貸与

避難生活に必要なマット、毛布等については、施設の予備等により、可能な範囲で避難者へ貸与してください。

(4) 生活用品の給与

避難生活に必要なおむつ等については、施設の予備等により、可能な範囲で避難者へ給与してください。

(5) 物品管理簿への記録

前号及び前々号により避難者への生活用品等の給与又は貸与を行った場合は、その数量等を物品管理簿（様式第7号）に記録しておいてください。

(6) 食料等の備蓄

特に大雨・台風等が発生しやすい時期においては、福祉避難所等の運営に必要な食料及び生活用品等（米、毛布、紙おむつ等）について、仕入れ数量等の調整により、日頃より多めに確保いただくようお願いします。

■本項目において使用する様式

- ・様式第7号：物品管理簿

3 緊急時の連絡

次の場合、福祉避難所等は、速やかに市に連絡することとする。

- (1) 避難者に医療処置や治療が必要となった場合
- (2) 運営の継続が困難となるおそれがある場合

(1) 避難者に医療処置や治療が必要となった場合

避難者の症状の急変等により医療処置や治療が必要となった場合は、速やかに医療機関または119番にご連絡ください。その後、市への連絡をお願いします。

(2) 運営の継続が困難である場合

交代職員及び食料等の物資の不足等により、福祉避難所等の運営を継続することが困難となるおそれがある場合は、速やかに市にご連絡ください。

市は、施設への市職員やボランティア等の派遣、物資調達等の措置を講じ、福祉避難所等の運営の継続に必要な支援を行います。

【市連絡先】

電 話：0969-24-8805／FAX：0969-27-0155

メール：kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

第5章 福祉避難所等の閉鎖

1 福祉避難所等の閉鎖

避難者が全て退所した場合、市は、福祉避難所等を閉鎖する。

なお、市は、社会福祉施設等が活動を再開できるよう、福祉避難所等の早期閉鎖に努めることとする。

(1) 避難者退所の連絡

福祉避難所等の避難者が全て退所した場合は、電話等により市にご連絡ください。

(2) 福祉避難所の統廃合

福祉避難所の利用が長期化した場合、市は、福祉避難所の早期閉鎖を図るため、各福祉避難所の避難状況を鑑み、福祉避難所の統廃合を行うことがあります。

(3) 開設期間

福祉避難所等の開設期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の救助期間を参考に開設の日から7日間以内としますが、やむを得ず7日間以内に閉鎖することが困難なときは、社会福祉施設等と協議のうえ、開設期間を延長させていただきます。

第6章 費用の請求

社会福祉施設等は、福祉避難所の設置運営に要した費用及び緊急入所施設に係る自己負担分について、請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、市に請求を行うこととする。

なお、請求の金額については、その実費を限度とする。

1 福祉避難所に係る費用の請求

（1）費用の請求

福祉避難所の設置運営に要した職員の人件費、食費及びその他費用については、その実費を限度として、市にご請求ください。

（2）費用の目安

災害救助法に基づく費用負担の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和5年4月1日）」により、下表のとおりとされています。

この基準を目安としますが、絶対上限ではなく、食費及び生活居住費等の実費の算定が困難な費用については、介護保険制度の基準費用額を上限として、各施設が定めたサービス料金等によりご請求ください。

	費用	基準額
全避難所	設置・維持管理等の費用 （職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、光熱水費、仮設便所等の設置費など）	1人・1日当たり 340円以内 （付添、介助者含む）
	炊き出し、給食実施のための費用 （炊き出し、給食実施のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内、1食は1／3日）	1人・1日当たり 1,160円以内 （付添、介助者含む）
	被服、寝具、その他生活必需品を給与又は貸与した場合の費用	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水が対象
	輸送（移送）費	実費
福祉避難所	生活相談等にあたる介助員等を配置するための費用 （概ね要配慮者10人に1人の配置）	実費
	高齢者・障がい者（要配慮者）に配慮した簡易便器等器物の費用 （要配慮者の特性に配慮した生活環境整備に必要な仮設設備、器具等の借上げ）	実費

	日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費の実費 (紙おむつ、ストーマ用装具など)	実費
--	---	----

2 緊急入所施設に係る費用の請求

(1) 各制度に基づく請求

避難者のショートステイ等に係る費用については、介護報酬又は障害福祉サービス費によりご請求ください。

(2) 自己負担分の請求

「高齢者等避難」が発令された以降に緊急的に避難された避難者のショートステイ等に係る費用のうち、自己負担分については、本人には請求せず、市に請求してください。

3 証憑書類等の保存

請求の根拠となる領収書や支払伝票等の証憑書類については、施設で5年間保存しておいてください。

■本項目において使用する様式

- ・様式第8号：請求書

第7章 その他

1 守秘義務の遵守

施設においては、避難者のプライバシーの保護について、可能な限りご配慮いただくとともに、業務上知り得た避難者に関する秘密や情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことがないよう、職員にも周知くださるようお願いいたします。

2 避難者への配慮

(1) 避難場所

避難者の中に、足が不自由な方や大勢の中では落ち着くことができないといった方がいる場合は、トイレの近くに避難場所を設置する、使用していない空室等を貸与するといった方法で、できる限りのご配慮をお願いいたします。

(2) 情報伝達

避難者の中に、意思疎通や情報の伝達が困難な方がいる場合は、付添家族等に協力を求めながら対応してください。

なお、社会福祉施設等においては、避難者が災害に関する情報を得られるよう、テレビ又はラジオ等の設置による情報提供を、可能な範囲で実施くださるようお願いいたします。

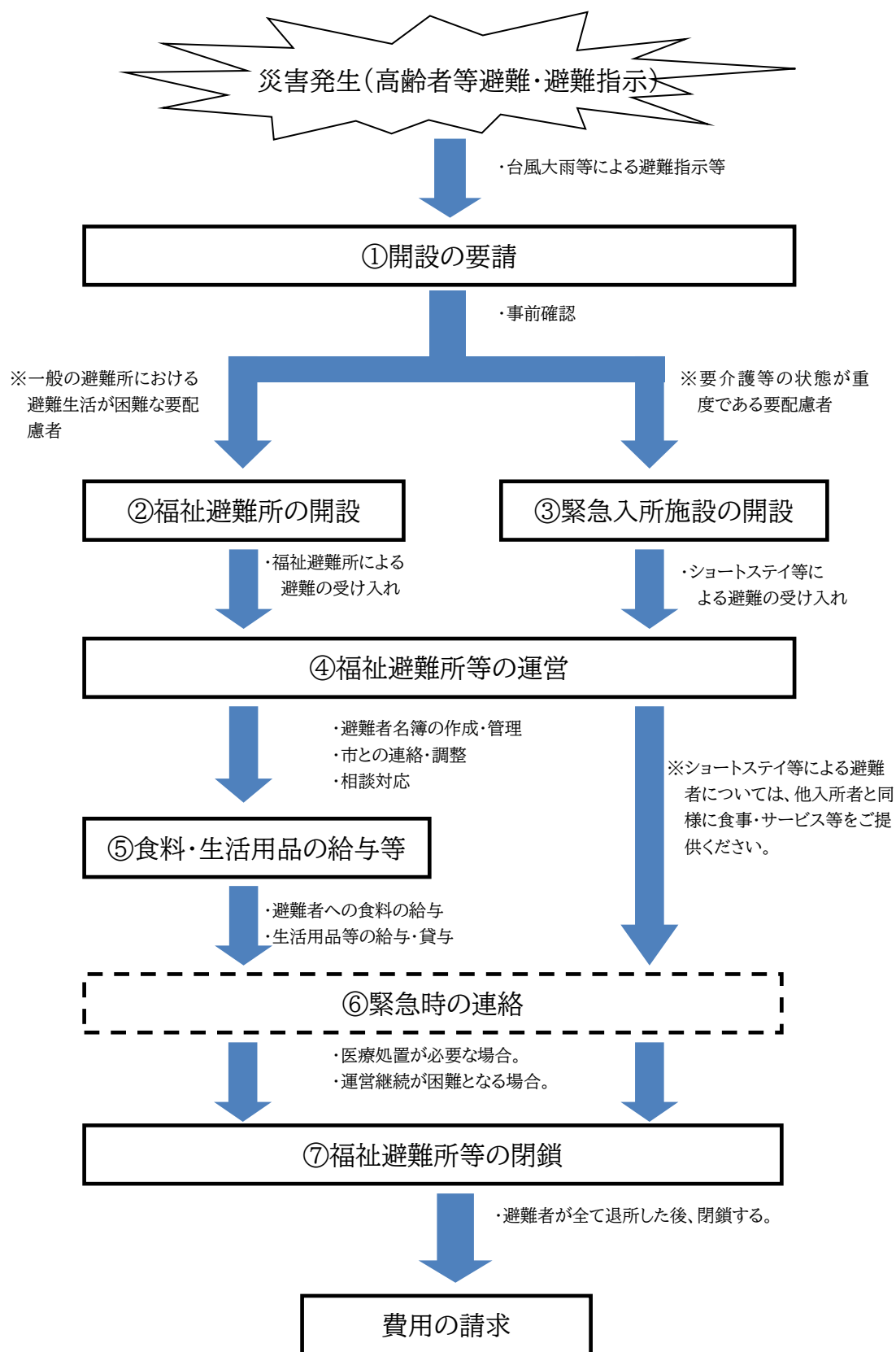
3 連携体制の構築

市は、福祉避難所設置訓練や福祉避難所協定事業所連絡会議の開催により、関係者との円滑な連携体制の構築に取り組むこととします。

4 協定の解除

やむを得ない事情により、福祉避難所等に係る協定の履行が困難となった場合は、市にご連絡くださるようお願いいたします。

参考：福祉避難所等の運営に係る業務の流れ



1 様式集

- ・ 様式第 1 号：災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- ・ 様式第 2 号：施設概要
- ・ 様式第 3 号：福祉避難所等の開設による避難の受け入れについて（依頼）
- ・ 様式第 4 号：福祉避難所等の開設について（依頼）
- ・ 様式第 5 号：避難者名簿（福祉避難所・緊急入所）
- ・ 様式第 6 号：相談記録票
- ・ 様式第 7 号：物品管理簿
- ・ 様式第 8 号：請求書

2 メール定型文集

- ・ 定型文①：福祉避難所等の開設見込みについて（事前連絡）
- ・ 定型文②：福祉避難所等の被害状況等について（依頼）
- ・ 定型文③：福祉避難所等の開設について（依頼）

(様式第1号)

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

天草市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所及び緊急入所施設（以下「福祉避難所等」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、天草市内で地震、風水害、津波及びその他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、甲が乙に対して福祉避難所等の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 福祉避難所等の対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(開設の要請)

第3条 甲は、福祉避難所等を開設する必要があると認めるときは、乙に対して、福祉避難所等の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けた場合、可能な範囲で応じるものとする。

3 第1項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

(開設する施設)

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けた場合、次の施設に福祉避難所等を開設する。

(1) 施設名(住所)

(2) ※施設が複数ある場合、第2号以下に記載する。

(業務内容)

第5条 乙は、甲からの要請により福祉避難所を開設した場合、次の業務を行うものとする。

(1) 福祉避難所の管理運営

(2) 避難者の避難生活に関する支援

(3) 避難者の生活に関する相談支援

2 乙は、前項の業務を行うにあたっては、介助員等を配置し、避難者が避難生活を送るために必要な食料及び生活用品等を可能な範囲で供与又は貸与するものとする。

3 乙は、甲からの要請により避難者の緊急入所を受け入れた場合、避難者に対してショートステイ等のサービスを提供するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所等の運営にあたる人員又は物資の不足等により、福祉避難所等の運営を維持することが困難となるおそれがある場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項による乙からの連絡があった場合、乙が福祉避難所等の運営を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

(福祉避難所等の開設期間)

第7条 この協定に基づく福祉避難所等の開設期間は、開設の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議のうえ、延長することができるものとする。

2 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が、甲からの要請により福祉避難所を開設した場合、福祉避難所の管理運営に要した次の各号に掲げる費用については、その実費を限度として、甲が乙に支払うものとする。

(1) 職員の人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 避難者に要する食費

(3) おむつ代等、その他避難者の避難生活に要した費用

2 乙が、甲からの要請により避難者の緊急入所を受け入れた場合、避難者のショートステイ等に係る費用のうち、利用者負担分については、甲が乙に支払うものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所等の運営を行うにあたり、業務上知り得た避難者本人及びその家族に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する2月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約等の申出がない場合は、この協定は1年間延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 天草市東浜町8番1号
天草市長

印

(乙)

印

(様式第2号)

施設概要

1 開設者

法人名			
代表者			
電 話		F A X	

2 施設概要

名 称				
住 所				
管理者	役 職		氏 名	
担当者	役 職		氏 名	
連絡先	電 話		F A X	
	メール			
施設種類	高齢者福祉施設 ・ 障がい者福祉施設 ・ その他（ ） ※入所施設の場合（定員： 名）			
建物構造				
非常用電源	非常用自家発電設備 （ 有 ・ 無 ）			
	家庭用自家発電機 （ 有 ・ 無 ） ※台数（ ）台			

3 ショートステイによる避難

受入の可否	可 ・ 不可	※受入可能人数 (人)
-------	--------	---------------

※おおよその人数で結構です。

4 福祉避難所による避難

受入の可否	可 ・ 不可	※受入可能人数 (人)
設置場所	※面積 (m ²)	
移送の協力	可 ・ 不可	
食事等の給与	パン等の購入又は炊出し等による給与 ・ 備蓄食料による給与 (食)	
貸与可能な物品	車椅子 (台) ・ 毛布 (枚) ・ ベッド (台) ・ その他 ()	
給与可能な物品	紙おむつ ・ その他 ()	

※ご提出にあたっては、施設の平面図を1枚添付くださるようお願いします。また、福祉避難所による避難受け入れが可能な場合、福祉避難所の設置場所の位置がわかるようご記入ください。

＜市記入欄＞ ※記入しないでください。

安全性	適 ・ 否 (地震・火災 、 土砂災害 、 水害)		
避難スペース	適 ・ 否 (バリアフリー化 、 設置場所・面積)		
確認年月日	年 月 日	確認者	
災害時優先電話	設定済 ・ 未設定	電話番号	

(様式第3号)

年 月 日

(法人名・代表者氏名) 様

天草市長

福祉避難所等の開設による避難の受け入れについて（依頼）

このことについて、災害による避難指示等が発令された場合、下記のとおり福祉避難所等を開設し、要配慮者の避難を受け入れてくださるようお願いいたします。

記

1 施設名：

2 避難者：別紙避難者名簿（様式第5号）のとおり

※把握している対象者の情報（個別計画等）を添付

(様式第4号)

年 月 日

(法人名・代表者氏名) 様

天草市長

福祉避難所等の開設について（依頼）

このことについて、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書第3条の規定に基づき、下記とおり福祉避難所等を開設くださるようお願いします。

記

1 施設名：

2 理由：

(様式第5号)

避難者名簿（福祉避難所・緊急入所）

施設名： _____										残り 受入可能人数	人	
期 間： _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日												
番号	氏 名	性別	年齢	住 所	電話番号	避 難		退 所		要配慮者の区分	付添の家族等	備考
						受入日時	受入方法	退所日時	退所先			
記入例	天草太郎	男	85	天草市東浜町8-1 (世帯主：天草太郎)	23-1111	1月11日 12:00	福祉避難所 緊急入所 事前ショート	1月12日 12:00	自宅 その他()	高齢・障がい その他()	天草花子(妻)	
1				(世帯主：)		月 日 :	福祉避難所 緊急入所 事前ショート	月 日 :	自宅 その他()	高齢・障がい その他()		
2				(世帯主：)		月 日 :	福祉避難所 緊急入所 事前ショート	月 日 :	自宅 その他()	高齢・障がい その他()		
3				(世帯主：)		月 日 :	福祉避難所 緊急入所 事前ショート	月 日 :	自宅 その他()	高齢・障がい その他()		
4				(世帯主：)		月 日 :	福祉避難所 緊急入所 事前ショート	月 日 :	自宅 その他()	高齢・障がい その他()		
5				(世帯主：)		月 日 :	福祉避難所 緊急入所 事前ショート	月 日 :	自宅 その他()	高齢・障がい その他()		

<対応等の記録(メモ)>

※要配慮者に関する留意点及び対応等についてご記入ください。

※避難状況の把握のため、避難者の受入・退所等がありましたら、その都度、天草市健康福祉政策課まで電話、FAX又はメールにてご連絡ください。

※連絡先：24-8805（直通）、23-1111（内線1045、1044）、FAX：27-0155、メール：kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

(様式第6号)

相 談 記 録 票

初 回 ・ ()回目	区分	・乳幼児 ・児童 ・成人 ・妊産婦	相談日時	年 月 日 () 時 分	
		・高齢者 ・障がい者 ・難病患者	避難場所		
		・その他 ()	相談者	本人 ・ 家族 ・ その他 ()	
			対応者		
基本情報	(フリガナ)氏 名	男 ・ 女	付添いの家族等 ※本人以外から聞取った場合、その方の氏名等を記入。	(フリガナ)氏 名	男・女
	世帯主(続柄)	()		続 柄	
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 (歳)		住 所	
	住 所			連絡先	
	連絡先		家族状況	・独居 ・高齢者独居 ・高齢者のみ世帯 ・家庭等における問題あり()	
	避難の理由	・避難指示等 ・家屋の被災() ・停電などライフラインの不通() ・精神的要因(不安など) ・その他()	制度の利用状況	有 ・ 無 ・介護保険() ・身体障害者(児)手帳() ・療育手帳() ・精神保健福祉手帳() ・その他()	
心身の状況	治療中の病気等	有 ・ 無 ・病 名 () ・かかりつけの医療機関名 () ・服薬状況(薬品名) (: 回/日) (: 回/日) ・必要な医療器材・器具 () ()	既往歴	有 ・ 無 ※左記以外で何かあれば記入。	
	現在の状態	・自覚症状: 有 ・ 無 ※右欄を参考に具体的に記載。 ・体 温 () ・血 圧 (/)	(参考) 具体的自覚症状	①頭痛・頭重／②不眠／③倦怠感／④吐き気／⑤めまい・耳鳴り／⑥動悸・息切れ／⑦肩こり・関節痛・腰痛／⑧目の症状／⑨咽頭の症状・咳・痰／⑩発熱／⑪便秘・下痢／⑫食欲・体重減少／⑬精神運動減退・空虚感・うつ／⑭精神運動興奮・悲哀感／希望喪失／⑮口渇・冷汗／⑯手先の震え・しびれ	
日常生活の状況	日常生活の状況	・自立度 : 自立 ・ 全介助 ・ 一部介助 () ・介護者 : 有 ・ 無 (氏名: 続柄:)			
	食事状況	・食 事 (取れている ・ 取れていない) ・食 欲 (有 ・ 無) ・アレルギー (有 ・ 無 :)	配慮が必要なこと等		
	その他	・睡 眠 (取れている ・ 取れていない) ・入 浴 (できている ・ できていない) ・着替等 (ある ・ ない)	備 考		
個別相談	①相談内容		③対 応	解決 ・ 継続	
	②必要と考えられる措置等				

(様式第7号)

物品管理簿

施設名:

担当者:

1 物品の貸与

	品名	月日	数量	備考
(記入例)	毛布	1月11日	10枚	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※避難者に毛布等を貸与された場合、ご記入ください。

2 生活用品等の給与

	品名	月日	数量	備考
(記入例)	紙おむつ	1月11日	10枚	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

29 ※避難者におむつ等を給与された場合、ご記入ください。

(様式第8号)

年 月 日

天草市長

様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

請求書

福祉避難所等の設置運営に要した経費について、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 金 額 : 円
※別紙明細書を添付すること。

2 施設名 :

3 期 間 : 年 月 日から 年 月 日まで

4 口座振込先

金 融 機 関		支 店 名	
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義			

5 添付書類

- (1) 避難者名簿 (様式第5号)
- (2) 相談記録票 (様式第6号)
- (3) 物品管理簿 (様式第7号)

(別紙明細書)

(施設名：) ※記入例

項目	明細	金額	備考
1 食費	(1) 食事代 ・天草太郎(4食) $400 \text{ 円} \times 4 \text{ 食} = 1,600 \text{ 円}$ ・パン(付添の方用) = 1,000 円	2,600 円	・施設単価：400 円/食 ※施設で定めたサービス料金等がある場合、その金額等を記入。 ・レシート添付(パン)
2 生活居住費	(1) 部屋代 ・天草太郎(2日) $1,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = 2,000 \text{ 円}$	2,000 円	・施設単価：1,000 円/日
3 人件費	(1) 時間外勤務手当 ・天草次郎(8時間) = 8,000 円	8,000 円	
	(2) 宿直手当 ・天草三郎(1日) = 3,500 円	3,500 円	
4 その他	(1) 移送料 ・天草太郎(普通車 20km) $130 \text{ 円} \times 20 \text{ km} = 2,600 \text{ 円}$	2,600 円	
	(2) 物品等 ・紙おむつ 20 枚 $80 \text{ 円} \times 20 \text{ 枚} = 1,600 \text{ 円}$	1,600 円	・1 枚 = 80 円
	(3) クリーニング代 ・毛布 5 枚 $\times 500 \text{ 円} = 2,500 \text{ 円}$	2,500 円	・領収書添付
	(4) ショートステイ自己負担分 ・天草五郎(2日) = 4,000 円 ・天草六郎(2日) = 4,000 円	8,000 円	
合 計		30,800 円	

※項目が不足する場合は適宜追加すること。

※物品購入やクリーニングに係るレシートや領収書がある場合は、領収書等の写しを添付すること。

定型文①

件 名：福祉避難所等の開設見込みについて（事前連絡）

メール文：

各福祉避難所協定施設 様

（本メールは Bcc で送付しています。）

お世話になります。

天草市役所健康福祉政策課の●●です。

このメールは、市内全域の福祉避難所協定施設にご連絡させていただいています。

今回、●～●日にかけて台風●号の接近が見込まれます。

天草市では、●日(●)の●時又は●時の避難所の開設を検討しています。

開設時間については、本日午前中に開催する天草市防災対策会議において決定しますので、本日午後には改めてご連絡させていただきます。

また、台風の接近を踏まえ、以下の点をお願いします。

◆要配慮者又はケアマネから、相談があった場合は、可能な範囲での対応をお願いします。

◆今回の場合、台風接近により緊急時やむを得ない場合に該当すると考えられますので、定員超過利用についても、減算の対象となりません。詳しくは、集団指導でお配りしている各サービスの手引きをご参照いただき、不明な場合は、基準等は各部署にご確認ください。

【福祉避難所開設の場合の依頼事項】

各施設の利用者等で、福祉避難所による避難の受け入れの相談がありましたら、可能な範囲で受け入れてくださるようご協力お願いします。

なお、受け入れにあたっては、次の点にご留意くださるようお願いいたします。

1. 福祉避難所として避難者を受け入れていただく場合は、避難者を受け入れる時点で、必ず市役所健康福祉政策課（24-8805）までご連絡ください。

※福祉避難所は、市が開設を依頼する形での設置となるため（連絡がなかった場合、市が避難状況を把握できないため）。

2. 健康福祉政策課の職員が市役所本庁に待機しておりますので、避難者受け入れ等の連絡・相談等は、電話（24-8805）にて行っていただきますようお願いいたします。

なお、避難者を受け入れた場合は、様式第5号の避難者名簿をFAX（27-0155）または電子メール（kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp）にて提出ください。

また、参考として、通常のショートステイ等で事前の受け入れをされていた場合等は、参考様式の事前ショートステイ受入避難者名簿を併せてご提出いただければ幸いです。

以上、よろしくお願いいたします。

天草市健康福祉政策課 担当：●●

TEL (0969) 24-8805/FAX (0969) 27-0155

E-mail : kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

定型文②

件 名：福祉避難所等の被害状況等について（依頼）

メール文：

各福祉避難所協定施設 様

（本メールは Bcc で送付しています。）

お世話になります。

天草市役所健康福祉政策課の●●です。

本日●時に震度●の地震が発生し、●●地域に一次避難所の開設を予定しています。

福祉避難所の開設にあたり、次の事項について、状況をお知らせください。

【福祉避難所開設にあたっての依頼事項】

1. 受入可否
2. 施設及び施設周辺の被害状況
3. 受入可能人数（受入状況）

なお、既に各施設の利用者等で、福祉避難所による避難の受け入れの相談がありましたら、可能な範囲で受け入れてくださるようご協力お願いします。

以上、よろしくお願いいたします。

天草市健康福祉政策課 担当：●●

TEL (0969) 24-8805 / FAX (0969) 27-0155

E-mail : kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

定型文③

件 名：福祉避難所等の開設について（依頼）

メール文：

各福祉避難所協定施設 様

（本メールは Bcc で送付しています。）

お世話になります。

天草市役所健康福祉政策課の●●です。

本日●時に土砂災害警戒情報等が発表されたため、●●地域に一次避難所を開設しています。

各施設の利用者等で、福祉避難所による避難の受け入れの相談がありましたら、可能な範囲で受け入れてくださるようご協力お願いします。

なお、受け入れにあたっては、次の点にご留意くださるようお願いいたします。

【福祉避難所開設の場合の依頼事項】

1. 福祉避難所として避難者を受け入れていただく場合は、避難者を受け入れる時点で、必ず市役所健康福祉政策課（24-8805）までご連絡ください。
※福祉避難所は、市が開設を依頼する形での設置となるため（連絡がなかった場合、市が避難状況を把握できないため）。
2. 健康福祉政策課の職員が市役所本庁に待機しておりますので、避難者受け入れ等の連絡・相談等は、電話（24-8805）にて行っていただきますようお願いいたします。
なお、避難者を受け入れた場合は、様式第5号の避難者名簿をFAX（27-0155）または電子メール（kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp）にて提出ください。
また、参考として、通常のショートステイ等で事前の受け入れをされていた場合等は、参考様式の事前ショートステイ受入避難者名簿を併せてご提出いただければ幸いです。

以上、よろしくお願いいたします。

天草市健康福祉政策課 担当：●●

TEL (0969) 24-8805／FAX (0969) 27-0155

E-mail : kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

福祉避難所受入可能収容人員等一覧(令和6年4月30日現在)													
	施設名	地区	種別	郵便番号	住所	電話番号	FAX	収容人員	要配慮者のみの受入	受入可の場合の収容人員	自宅からの移送	移送可能エリア	避難所からの移送
1	小規模多機能ホーム 帽子岳の里	本渡	高齢	863-0046	天草市亀場町食場1270番地3	27-5222	27-5223	3			状況に応じて可能	本渡地区	状況に応じて可能
2	特別養護老人ホーム 慈晃園	本渡	高齢	863-2171	天草市佐伊津町928番地	23-6610	23-6997	10			状況に応じて可能	佐伊津地区	状況に応じて可能
3	多機能ホーム やまぐち	本渡	高齢	863-0003	天草市本渡町本渡950番地1	22-2522	22-2523	3			状況に応じて可能	本渡南地区・本渡北地区	状況に応じて可能
4	養護老人ホーム 松風園	本渡	高齢	863-0001	天草市本渡町広瀬1638番地	22-2593	25-1175	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能	旧本渡市内	状況に応じて可能
5	障がい者支援施設 星光園	本渡	障がい	863-0049	天草市北原町8番37号	23-3503	22-3962	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能	旧本渡市内	状況に応じて可能
6	障がい者支援施設 苓南寮	本渡	障がい	863-0049	天草市北原町5番14号	22-3393	23-0746	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能	本渡北地区・本渡南地区	状況に応じて可能
7	グループホーム 葉山苑天領の杜	本渡	高齢	863-0006	天草市本町下河内2231番地	33-8888	33-7777	2	状況に応じて対応		不可		不可
8	小規模多機能ホーム 葉山苑天領の杜	本渡	高齢	863-0006	天草市本町下河内2231番地	33-8888	33-7777	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能	校区内で安全が確認できたところ	不可
9	地域密着型特別養護老人ホーム 葉山苑天領の杜	本渡	高齢	863-0006	天草市本町下河内2234番地	32-7000	32-7001	12	状況に応じて対応		状況に応じて可能	校区内で安全が確認できたところ	状況に応じて可能
10	地域密着型特別養護老人ホーム シャトー天草	本渡	高齢	863-0012	天草市今釜町8番58号	22-1888	22-0505	3	状況に応じて対応		状況に応じて可能	本渡北地区・本渡南地区	不可
11	地域密着型特別養護老人ホーム 聖和園	本渡	高齢	861-6551	天草市下浦町2081番地7	22-0213	22-0223	8	付添家族等必須		状況に応じて可能	下浦・志穂地区	状況に応じて可能
12	グループホーム 菜の花	本渡	高齢	863-0003	天草市本渡町本渡845番地3	22-1171	66-9174	2	状況に応じて対応可		状況に応じて可能	本渡南地区・本渡北地区	状況に応じて可能
13	菊山寮・第二菊山寮	本渡	障がい	863-0006	天草市本町下河内680番地	22-5339	22-5090	7	状況に応じて対応		状況に応じて対応	本町地区	状況に応じて可能
14	障がい者支援施設 南海寮	本渡	障がい	863-0006	天草市本町下河内1685番地1	23-3850	22-4977	8	状況に応じて対応		状況に応じて可能	10km以内	状況に応じて可能
15	特別養護老人ホーム 明照園	牛深	高齢	863-1902	天草市久玉町1273番地1	73-3245	73-3307	8	状況に応じて対応可		不可		状況に応じて可能
16	小規模多機能ホーム あんじん	牛深	高齢	863-1902	天草市久玉町334番地1	73-3500	73-3510	2			可能	旧牛深市内	可能
17	地域密着型特別養護老人ホーム 悠ほーむ	牛深	高齢	863-1902	天草市久玉町1411番地4	74-7001	74-7007	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能	牛深地区～河浦地区	状況に応じて可能
18	多機能ハウス 泉寿苑	牛深	高齢	863-1901	天草市牛深町2525番地	72-2070	72-2070	3			状況に応じて可能	旧牛深市	状況に応じて可能
19	グループホーム あかね苑	牛深	高齢	863-1902	天草市久玉町5716番地9	73-1288	73-1289	5	受入可	5	不可		状況に応じて可能
20	多機能ハウス あかね苑	牛深	高齢	863-1902	天草市久玉町5716番地9	73-1288	73-1289	5			不可		状況に応じて可能
21	グループホーム 和楽	牛深	高齢	863-1901	天草市牛深町1641番地4	72-3232	72-3263	5	受入可(通所・短期入所利用者限定)	2	状況に応じて可能	牛深市内の方	状況に応じて可能
22	障がい者支援施設 なぎさ寮	牛深	障がい	863-1511	天草市深海町5787番地	75-0066	75-0066	5	受入可	5	不可		不可
23	特別養護老人ホーム 麗洋苑	有明	高齢	861-7202	天草市有明町須子1964番地	53-0477	53-0479	10	状況に応じて対応		状況に応じて可能	須子地区のみ	状況に応じて可能
24	グループホーム さざなみ	有明	高齢	861-7201	天草市有明町赤崎1974番地	53-2345	53-2345	3			状況に応じて可能	赤崎5区内	状況に応じて可能
25	小規模多機能ホーム 大空	有明	高齢	863-7312	天草市有明町下津浦5103番地2	53-2333	53-2333	5			状況に応じて可能	有明町	状況に応じて可能

26 特別養護老人ホーム 御所浦苑	御所浦	高齢	866-0313	天草市御所浦町御所浦4393番地1	52-3727	52-3728	10	付添家族等必須		状況に応じて可能	御所浦町御所浦と牧島	状況に応じて可能
27 グループホーム 優海	御所浦	高齢	866-0313	天草市御所浦町御所浦3916番地6	67-2550	67-2550	3			状況に応じて可能		状況に応じて可能
28 特別養護老人ホーム 愛愛園	倉岳	高齢	861-6402	天草市倉岳町穂底850番地105	64-3366	64-3976	3	状況に応じて対応		状況に応じて可能	倉岳地区	状況に応じて可能
29 グループホーム はまかぜ	倉岳	高齢	861-6403	天草市倉岳町宮田270番地1	64-3833	64-3850	2	付添家族等必須		状況に応じて可能	安全な状況での時間帯であれば、倉岳町宮田～穂底地区	状況に応じて可能
30 特別養護老人ホーム 梅寿荘	栖本	高齢	861-6305	天草市栖本町湯船原661番地	66-2132	66-2221	1	状況に応じて対応		状況に応じて可能	栖本町内	状況に応じて可能
31 養護老人ホーム 梅寿荘	栖本	高齢	861-6305	天草市栖本町湯船原661番地	66-2132	66-2221	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能	栖本町内	状況に応じて可能
32 地域密着型特別養護老人ホーム 梅寿荘	栖本	高齢	861-6305	天草市栖本町湯船原661番地	66-2132	66-2221	1	状況に応じて対応		状況に応じて可能	栖本町内	状況に応じて可能
33 グループホーム 遊鳥	栖本	高齢	861-6305	天草市栖本町湯船原759番地	66-3223	66-3223	3			状況に応じて可能	栖本地区のみ	状況に応じて可能
34 小規模多機能ホーム ひだまり	新和	高齢	863-0101	天草市新和町小宮地763番地11	26-7666	26-7667	2	状況に応じて対応		可能	新和町	状況に応じて可能
35 特別養護老人ホーム 新和苑	新和	高齢	863-0101	天草市新和町小宮地763番地2	46-3838	46-3839	9			状況に応じて可能	新和町内に限らず状況次第で可能	状況に応じて可能
36 デイサービスセンターひのわ	新和	高齢	863-1112	天草市新和町中田2270番地	46-2350	46-2350	5	状況に応じて対応		状況に応じて可能		不可
37 地域ふれあいホームはなのさと	新和	その他	863-1112	天草市新和町中田2260番地	46-2360	46-2360	5			状況に応じて可能	新和地区(5地区)	状況に応じて可能
38 特別養護老人ホーム 紫明寮	五和	高齢	863-2421	天草市五和町二江4668番地	33-0021	33-0357	10	状況に応じて対応		状況に応じて可能	旧五和町・旧本渡市	状況に応じて可能
39 紫明寮グループホーム	五和	高齢	863-2421	天草市五和町二江5167番地1	33-0550	33-0550	5	状況に応じて対応		不可		不可
40 ぐるーぽーほーむ やすらぎ	五和	高齢	863-2201	天草市五和町御領6447番地	32-1055	32-2775	5			状況に応じて可能		状況に応じて可能
41 障がい者サポートセンターゆうすい	五和	障がい	863-2201	天草市五和町御領2395番地2	32-2355	32-2366	10			状況に応じて可能	15km以内	状況に応じて可能
42 地域密着型特別養護老人ホーム サザンテラス五和	五和	高齢	863-2201	天草市五和町御領9113番地	32-2113	32-2855	5			不可		不可
43 グループホーム せんだんの実	天草	高齢	863-2803	天草市天草町下田北1254番地1	42-3360	42-3361	3			可能	天草町 河浦町の一部	状況に応じて可能
44 特別養護老人ホーム 春光苑	天草	高齢	863-2805	天草市天草町高浜北633番地	42-0646	42-0636	3	状況に応じて対応		状況に応じて可能	天草町内	状況に応じて可能
45 特別養護老人ホーム 実相園	河浦	高齢	863-1202	天草市河浦町河浦1971番地	76-0355	76-1460	3	状況に応じて対応(常に見守り等が必要な方)		状況に応じて可能	宮地岳町～天草町地区	状況に応じて可能